

平成21年10月23日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官  
平成21年(ネ)第1437号 契約条項使用差止等請求控訴事件  
(原審・京都地方裁判所平成20年(ワ)第1079号)

口頭弁論終結日 平成21年9月4日

判 決

大阪市中央区石町一丁目1番1号 天満橋千代田ビル

控訴人・被控訴人(以下「1審原告」という。)

	特定非営利活動法人
	消費者支援機構関西
同代表者理事長	榎 彰 徳
同訴訟代理人弁護士	五 條 操
同	河 原 田 幸 子
同	上 田 孝 治

滋賀県大津市中央二丁目5番13号

控訴人・被控訴人(以下「1審被告」という。)

	ニューファイナンス株式会社
同代表者代表取締役	新 井 博 雄
同訴訟代理人弁護士	

主 文

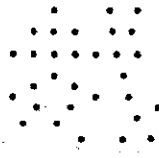
- 1 1審原告及び1審被告の各控訴をいずれも棄却する。
- 2 1審原告の控訴により生じた費用は1審原告の、1審被告の控訴により生じた費用は1審被告の各負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

1 1審原告

- (1) 原判決中1審原告敗訴部分を取り消す。



(2) 1 審被告は、1 審被告が消費者と金銭消費貸借契約を締結するにあたって、原判決別紙契約条項目録記載 2 の契約条項等、期限の利益を喪失したことを理由に、借主に、貸付金の残元金全部を直ちに返済すべき義務が発生した場合に、借主が、返済する残元金に対し割合的に算出される違約金を負担するとの契約条項を含む契約の締結を停止せよ。

(3) 1 審被告は、原判決別紙契約条項目録記載 2 の契約条項等、期限の利益を喪失したことを理由に、借主に、貸付金の残元金全部を直ちに返済すべき義務が発生した場合に、借主が、返済する残元金に対し割合的に算出される違約金を負担するとの契約条項を含む借用証書の用紙を廃棄せよ。

## 2 1 審被告

(1) 原判決中 1 審被告敗訴部分を取り消す。

(2) 1 審原告の請求をいずれも棄却する。

## 第 2 1 審原告の請求の趣旨

1 1 審被告は、1 審被告が消費者と金銭消費貸借契約を締結するにあたって、原判決別紙契約条項目録記載 1 の契約条項等、貸付金の最終弁済期日前に貸付金を全額返済する場合に、借主が返済する残元金に対し割合的に算出される違約金を負担するとの契約条項を含む契約の締結を停止せよ。

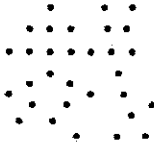
2 第 1 の 1(2)に記載のとおり。

3 1 審被告は、原判決別紙契約条項目録記載 1 の契約条項等、貸付金の最終弁済期日前に貸付金を全額返済する場合に、借主が返済する残元金に対し割合的に算出される違約金を負担するとの契約条項を含む借用証書の用紙を廃棄せよ。

4 第 1 の 1(3)に記載のとおり。

## 第 3 事案の概要

1 本件は、消費者契約法（以下「法」という。）13条3項の適格消費者団体である 1 審原告が、貸金業を営む事業者である 1 審被告が借主である消費者との間で金銭消費貸借契約を締結する際に使用し、又は使用するおそれがある原



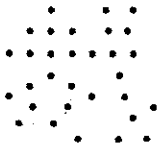
判決別紙契約条項目録記載1及び2の契約条項は、法10条に該当し無効であると主張して、1審被告に対し、法12条3項に基づき、上記契約条項を含む契約締結の差止め及び上記契約条項を含む借用証書の用紙の廃棄を求めた事案である（なお、以下、原判決にならい、原判決別紙契約条項目録記載1の契約条項等、利息付金銭消費貸借契約の借主が貸付金の返済期限が到来する前に貸付金の全額を返済する場合〔期限の利益を喪失したことによる返済を除く〕に、返済時までの期間に応じた利息以外に返済する残元金に対し割合的に算出される金員を貸主に対し交付する旨を定める契約条項を「本件条項A」と、同目録記載2の契約条項等、借主が期限の利益を喪失し、貸付金の残元金を直ちに返済すべき義務が発生した場合に、返済時までの期間に応じた利息及び遅延損害金以外に返済する残元金に対して割合的に算出された金員を貸主に対し交付する旨を定める契約条項を「本件条項B」と、本件条項A及びB等、借主が期限前に貸付金の全額を返済する場合に、借主が利息及び遅延損害金以外の金員を貸主に交付する旨を定める契約条項を「早期完済違約金条項」という。）。

原審は、1審原告の請求を、本件条項Aを含む契約締結の差止め及び本件条項Aを含む借用証書の用紙の廃棄を求める限度で認容し、その余を棄却したところ、1審原告及び1審被告の双方が、それぞれの敗訴部分を不服として控訴した。

- 2 前提事実、争点及び争点に対する当事者の主張は、原判決「第2 事案の概要など」の2及び3に記載されているとおりであるから、これを引用する。

#### 第4 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、原審と同じく、1審原告の請求は、本件条項Aを含む契約締結の差止め及び本件条項Aを含む借用証書の用紙の廃棄を求める限度で理由があるから認容し、その余は棄却すべきものと判断する。その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決「第3 当裁判所の判断」に記載されているとおりであるから、これを引用する。



- (1) 15頁下から3行目末尾に次を加える。

「そして、乙6ないし8及び弁論の全趣旨によれば、1審被告が借用証書の書式を改訂したのは、平成19年12月19日に貸金業法等改正法による改正後の貸金業法及び同法施行規則が施行されたのに対応して、書式を変更する必要に迫られたためであることが認められる。」

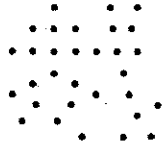
- (2) 15頁最下行「こと」の後に「、この契約書式の改訂が法令の改正に対応して行われたもので、一時的なものではないこと」を加える。

- (3) 16頁7行目から11行目までを次のとおり改める。

「しかしながら、1審被告による契約書式の改訂が一時的なものではなく、法令の改正に伴う確定的なものであると考えられること、1審被告が遅延損害金について利息制限法4条が有効と認める年率を採用する可能性があることをうかがわせる証拠はないこと（なお、出資法において刑罰の対象とならない上限金利は、平成22年6月19日までに更に引き下げられることが予定されており〔貸金業法等改正法附則67条参照〕、この点からも1審原告が主張するような事態が生ずる蓋然性が高いとはいえない。）からすれば、1審被告が本件条項Bを含む契約条項を再度使用する蓋然性が客観的に存在しているとはいえず、1審原告の主張は採用できない。」

- (4) 16頁3(1)イ(イ)の1行目「また、」の後に「利息付金銭消費貸借契約における期限の定めは貸主の利益のためにも定められたものであり、」を加え、同3行目末尾に次を加える。

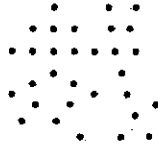
「もっとも、利息制限法1条1項及び2条は、金銭消費貸借契約上の貸主には、借主が実際に利用することが可能な貸付額とその利用期間とを基礎とする利息制限法所定の制限内の利息の取得のみを認め、上記各規定が適用される限りにおいては、民法136条2項ただし書の規定の適用を排除する趣旨と解すべきであるから、利息制限法所定の制限を超える利率を定める金銭消費貸借契約においては、民法136条2項ただし書の規定の適用は排除さ



れ、貸主は期限前弁済がされた場合に期限までの利息を取得することはできないというべきである（最高裁平成15年7月18日第二小法廷判決・民集57巻7号895頁参照）。そうすると、本件条項Aは、同条項を含んだ金銭消費貸借契約が利息制限法所定の制限を超える利率を定めるものである場合には、期限前弁済をした借主に借主が実際に利用することが可能な貸付額とその利用期間とを基礎とする利息制限法所定の制限内の利息以外の金銭の支払を義務づけるものであり、民法又は商法の規定による消費者の義務を加重するものであるとともに、強行規定である利息制限法に違反するものとして無効となるというべきである。なお、このことは、たとえ早期完済特約金の金額を利息制限法の範囲内に限定する旨の条項を設けたとしても、同様である（1審被告は、当審において、将来使用を予定する書式であるとして乙13を提出するところ、同書式における本件条項Aには、早期完済特約金が利息制限法に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨の定めがある。）。」

- (5) 16頁から17頁にかけての「(ウ)」の項（16頁下から7行目から17頁下から5行目まで）を次のとおり改める。

「(ウ) 他方、本件条項Aを含む金銭消費貸借契約が利息制限法所定の制限内の利率を定めるものである場合においては、貸主は、期限前弁済がされた場合において、期限までの利息を取得することが許される。したがって、本件条項Aが民法又は商法の規定に比し消費者の義務を加重するものであるか否かは、借主が借入れから期限までの期間に対応する約定の利率による利息を超える金銭を負担する結果となるかどうかによって判断すべきところ、本件条項Aが適用される場合には、当該金銭消費貸借契約における利率や期限の定め、期限前弁済がされた時期や元本額等によっては、借主は、借入れから期限までの期間に対応する約定の利率による利息を超える金銭を負担する結果となる可能性があるのみならず、



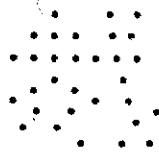
借入れから期限前弁済までの期間に対応する利息制限法所定の制限利率による利息を超える金銭を負担する結果となる場合もあり得ることが認められる。したがって、本件条項Aを含む金銭消費貸借契約が利息制限法所定の制限内の利率を定めるものである場合においても、他の契約条項又は本件条項Aが適用される具体的状況によっては、同条項は、民法又は商法の規定に比し消費者の義務を加重するものであると認められる。

なお、仮に本件条項Aにおける早期完済特約金の金額が利息制限法の範囲内に限定されていたとしても、借主が、借入れから期限までの期間に対応する約定の利率による利息を超える金銭を負担する結果となる可能性があることに変わりはないから、上記結論は左右されない。」

- (6) 17頁最下行の「同(ウ)のとおり、」を削る。
- (7) 18頁(2)のアの項(同頁5行目から10行目まで)を次のとおり改める。

「ア 前記に説示したとおり、本件条項Aは、同条項を含む金銭消費貸借契約が利息制限法所定の制限を超える利率を定めるものである場合には、民法又は商法の規定に比し消費者の義務を加重するものであるとともに、強行規定に反するものとして無効である。

他方、本件条項Aは、同条項を含む金銭消費貸借契約が利息制限法所定の制限の範囲内の利率を定めるものである場合にも、他の契約条項又は本件条項Aが適用される具体的状況によっては、民法又は商法の規定による消費者の義務を加重するものとして機能することになるものと認められるところ、本件条項Aあるいはこれを含む1審被告作成に係る金銭消費貸借契約書(乙6~8)を見ても、そのような事態が生じ得ることは一見して明らかであるとはいえず、消費者にとってはそのようなことを理解することは困難である。のみならず、証拠(甲3, 5の1, 2, 甲15, 17)によれば、1審被告は、約定日ごとに利息と元金最低支払額又は随意の元金を支払い、最終弁済日までに



残元金を完済する方式を自由返済と称し、これを1審被告における金銭消費貸借契約の特色として宣伝しており、実際に本件条項Aを含む金銭消費貸借契約を締結した事例においても、弁済方法を自由返済としていることが認められるが、本件条項Aのような早期完済違約金条項は、上記の自由返済の概念とは必ずしも整合せず、このような契約条項は消費者をいたずらに混乱、困惑させるものであるといわざるを得ない。このように考えると、本件条項Aは、仮に同条項を含む金銭消費貸借契約が利息制限法所定の制限の範囲内の利率を定めるものである場合にも、これが民法又は商法の規定に比し消費者の義務を加重するときは、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものとして、消費者契約法10条により無効となると評価せざるを得ない。」

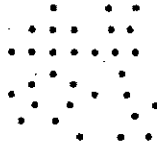
- (8) 18頁(2)のイの4行目「しかし、」から6行目までを次のとおり改める。

「しかし、上記アに述べたところによれば、1審被告が使用する契約条項は、本件条項Aが義務を加重する場合においては、消費者がそのことによる不利益を十分に理解した上で期限前弁済をするか否かを判断することができるような内容になっているとは認められないから、1審被告の主張は採用できない。」

- (9) 18頁(3)の6行目末尾に次を加える。

「なお、前記のとおり、本件条項Aは、同条項を含む金銭消費貸借契約が利息制限法所定の制限を超える利率を定めるものである場合には、法10条をまつまでもなく、利息制限法に違反するものとして無効であるが、かかる場合であっても、同条項が民法又は商法の規定に比し消費者の義務を加重するものであることに変わりはないから、法12条3項による差止めの対象となるというべきである。」

- (10) 20頁6行目「によって」の前に「や当該契約条項が適用される具体的状況」を加え、同行目「無効・有効」を「無効となるかどうか」と改める。



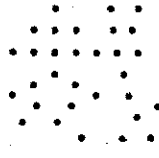
(1) 20頁10行目から21頁3行目までを次のとおり改める。

「本件条項Aについてこれを見ると、まず本件条項Aを含む金銭消費貸借契約が利息制限法所定の制限を超える利率を定めるものである場合には、本件条項Aは無効となるところ、甲15によれば、1審被告は、平成20年3月17日付けの金銭消費貸借契約において貸付利率を年29.2%としていることが認められるほか、甲3、5の1、2、甲7、17等によれば、1審被告は他にも不特定多数の消費者との間で利息制限法所定の制限を超える利率で貸付けを行っていたことが認められるから、今後も、少なくとも出資法所定の上限利率が利息制限法所定の制限利率に引き下げられるまでの間は、1審被告が利息制限法所定の制限を超える利率を定める金銭消費貸借契約を締結する蓋然性は高いと考えられ、本件条項Aの使用を差し止めるべき必要性は高い。また、仮に本件条項Aを含む金銭消費貸借契約について利息制限法所定の制限の範囲内の利率が定められたとしても、他の契約条項又は本件条項Aが適用される具体的状況によっては、前記のとおり同条項が無効となる場合があるところ、消費者にとって無効となるかどうかの判断は極めて困難である上、同条項は自由返済との関係について消費者を混乱、困惑させるものとなっており、このような契約条項が不特定多数の消費者との間で用いられることは、法3条が事業者が消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮すべき旨を定めている趣旨に照らし相当でない。そうすると、本件条項Aについては、限定を付することなく、一般的にその使用を差し止めるのが相当である。」

(2) 21頁4行目「貸付利率等」の後に「その他の契約条項又は本件条項Aが適用される具体的状況」を加える。

2 以上によれば、1審原告の請求を、本件条項Aを含む契約締結の差止め及び本件条項Aを含む借用証書の用紙の廃棄を求める限度で認容し、その余を棄却した原判決は相当であるから、1審原告及び1審被告の各控訴をいずれも棄却





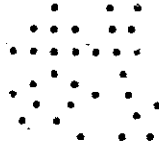
することとする。

大阪高等裁判所第7民事部

裁判長裁判官 永 井 ユ タ カ

裁判官 上 田 日 出 子

裁判官 谷 口 安 史



これは正本である。

平成21年10月23日

大阪高等裁判所第7民事部

裁判所書記官 石 居 友

